

学校給食ニュース vol.100 08年3月号

発行:学校給食全国集会実行委員会 <http://gakkyu-news.net/jp/> E-mail desk@gakkyu-news.net

今月のピックアップ

学校給食法の改定へ...中央教育審議会答申

2008年(平成20年)1月17日、中央教育審議会は、「子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について」(答申)を示しました。これは、2007年(平成19年)3月29日の文部科学大臣諮問を受けてのもので、

- 1 学校保健をめぐる方策
- 2 学校における食育推進をめぐる方策
- 3 学校安全をめぐる方策

の3点についての今後の方向性を示したものです。

原文はすでに、文部科学省ホームページで公開されており、2007年末より新聞報道などで「学校給食法改正」についての記事が出されています。

学校給食ニュースでは、本答申中、「学校における食育の推進を図るための方策について」全文を掲載するとともに、いくつかの特徴について触れておきます。

学校給食は「生きた教材」としての位置づけを明確に

学校給食全国集会実行委員会(四者共闘...日本教職員組合、全日本自治団体労働組合、日本消費者連盟、全国学校給食を考える会)では、学校給食全国集会を通じ、センター化、調理員のパート化、民間委託化など学校給食の合理化に反対するとともに、地場産食材の活用をはじめとして学校給食を「生きた教材」とする子ども達のための学校給食を実現する運動を続けてきました。本答申では、学校給食の位置づけを具体的に教科等と結びつける重要性を取り上げています。

「生きた教材」としての学校給食の充実

各教科や道徳、特別活動、総合的な学習の時間等における食に関連する学習内容相互の緊密な連携を図り、横断的・総合的な指導を行うとともに、その指導に際し、学校給食を教材として積極的に活用することが求められている。例えば、家庭科、技術・家庭科において栄養バランスを学ぶ場合、当日の学校給食の献立を教材として学習し、授業後の給食の時間に、実際に見て食べることを通して学習内容の復習や確認を行うことにより理解を深める取組や、理科で栽培した植物や社会科で学習した地場産物など、教科等で使用する教材を食材として意図的に学校給食の献立に活用することで、学習内容をより身近にとらえさせる取組などが考えられる。

さらに、学校給食の目的を達成するために「十分な給食の時間の確保」「学習活動の場である教室を食事の場としてもふさわしいものに整える工夫や、食堂やランチルームなど食事環境の整備を求めています。

小学校給食だけでなく、全国的な普及が遅れている中学校給食についても「中学校における学校給食の実施を含め、学校給食の更なる普及・充実」の重要性を求めています。

学校栄養職員、学校給食調理員の役割

本答申では、教職員それぞれの役割について記述されているが、その中には、学校栄養職員、学校給食調理員についても求められる役割や位置づけが明記されています。

「学校栄養職員の職務には栄養教諭のように食に関する指導は位置付けられておらず、学校における食育の推進に果たす役割は異なるが、学校栄養職員は、栄養教諭への移行が想定される職員であり、今後とも食に関する専門性の向上を図り、学校の求めに応じて、食に関する指導に専門性を発揮することが望まれる」
「希望するすべての学校栄養職員が円滑に栄養教諭免許状を取得し、計画的に栄養教諭に移行することが望まれる」

「学校給食調理員にも学校における食育の取組に協力することが期待されていることから、学校給食調理員の研修においても、調理方法や衛生管理に関する内容に加え、食育の推進に関する内容を充実するとともに、学校における食育の推進には、すべての教職員の理解と連携・協力が必要であることにかんがみ、職種横断的な研修の取組など新たな研修なども有効である」

学校給食法改定のポイント

本答申でもっとも大きな政策点は、「学校給食法の改定」です。学校給食法の改定に関する法的な整備については、答申の各所に記述があります。

- 1 学校給食法は、...中略...食への感謝の念や学校給食を通じた地域文化の理解、郷土への愛着など、学校給食が持つ食育推進上の教育的意義をさらに明確にすることを検討することが求められる。
- 2 「学校給食実施基準」をより明確に法体系に位置付けることを検討することが求められる。
- 3 栄養教諭の役割・職務の明確化を図るための法制度の整備を検討する。
- 4 「学校給食衛生管理の基準」を法体系に位置付けることを検討することが必要である。

この4点が、学校給食法改定のポイントとなります。

1は「食育推進基本法」との整合性や「教育基本法」改定との整合性を図るものです。

2の「学校給食実施基準」と4の「学校給食衛生管理の基準」は、従来、文部科学省の通知・通達としての位置づけであり、学校給食設置者である各自治体によって取り扱いが異なっていました。それを法体系に組み入れることで、国による予算的位置づけなどは可能になるなどの利点は考えられますが、その一方で全国一律の基準となることから具体的な基準の内容によっては、地方の特色が出せなくなる可能性もあります。

3の栄養教諭の役割・職務の明確化については、法的な位置づけが必要ですが、その内容および定数配置などの問題との整合性が問題になります。栄養教諭の定数については、「栄養教諭の定数改善を図ることが必要である」との記述があるだけであり、本答申では法的な位置づけを求めています。

文部科学省は、本答申を受けて学校給食法改正案を国会に上程する意向を示しています。四者共闘による2008年1月の文部科学省交渉では明言を避けたものの、改正に向けては早い動きが予想されます。ぜひ、本答申を読み、それぞれの立場で学校給食のあり方について議論を進めてください。

中央教育審議会

<http://www.mext.go.jp/b.menu/shingi/chukyo/chukyo0/>

子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について（答申）

<http://www.mext.go.jp/b.menu/shingi/chukyo/chukyo0/gijiroku/001/08011804/001.pdf>

子どもの心身の健康を守り、安全・安心を確保するために学校全体としての取組を進めるための方策について(答申)より、学校給食に関する部分

学校における食育の推進を図るための方策について

1. 子どもの食を取り巻く状況とその対応

(子どもの食を取り巻く状況)

食は人間が生きていく上での基本的な営みの一つであり、健康な生活を送るためには健全な食生活は欠かせないものである。しかしながら、近年、食生活を取り巻く社会環境の変化に伴い、偏った栄養摂取、朝食欠食などの子どもの食生活の乱れや肥満傾向の増加、過度の痩身などが見られるところであり、また、増大しつつある生活習慣病と食生活の関係も指摘されている。

朝食については、「食べないことがある」とする小・中学生の割合は、小学校5年生で14.6%、中学校2年生で19.5%に達し、「ほとんど食べない」とする割合は、小学校5年生で3.5%、中学校2年生で5.2%となっている(平成17年度「児童生徒の食生活等実態調査」)。肥満傾向児(性別・年齢別に身長別標準体重を求め、その平均体重の120%以上の体重の者)については、小学校5年生男子で11.6%に達している状況である(平成19年度学校保健統計調査速報)。

食習慣は、子どものころの習慣が成長してからの習慣に与える影響が大きく、大人になって改めることは困難を伴うものであり、子どもが将来にわたって健康に生活していくことができるようにするためには、子どもに対する食に関する指導を充実し、食に関する正しい知識と望ましい食習慣を身に付けさせることが重要な課題となっている。

また、食品の安全性や信頼性を揺るがす事案が生じ、国民の関心が高まる中で、食品の品質や安全性について正しい知識・情報に基づいて自ら判断できる能力(食に関する自己管理能力)を身に付けさせることが求められている。

昭和29年に、学校給食法が制定され、学校給食の法的根拠が明確になるとともに、「義務教育諸学校における教育の目的を実現するため」(同法第2条)とあるとおり、学校給食が教育の一環であることが法的に位置付けられた。その後、学習指導要領においても学校給食が特別活動に位置付けられ、今日に至っている。

さらに、食に関する指導は、給食の時間以外にも、家庭科、技術・家庭科や体育科、保健体育科をはじめとした各教科や特別活動、総合的な学習の時間など、学校の教育活動全体を通じて広く行われてきており、学校においては、従来より、いわゆる「食育」に関する取組が推進されてきたといえる。

現在では、食育を、食を通して健やかな心身と豊かな人間性をはぐくむことを目的とした、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものとしてとらえ、学校における食育の一層の推進が求められている。

(子どもの食をめぐる現代的な課題への対応)

近年、子どもの食生活の乱れが深刻化する中で、学校における食に関する指導を充実し、子どもが望ましい食習慣を身に付けることができるよう、平成16年に栄養教諭制度が創設され、平成17年4月から栄養教諭の配置が開始されているが、食に関する指導体制を整備し、学校における食育をさらに推進するためには、その配置拡大が不可欠である。

また、学校における食育の推進のためには、校長のリーダーシップの下に、学級担任はもとより、家庭科、技術・家庭科や保健体育をはじめとする関係する教科の担任や、児童生徒の健康の保持増進にあたる養護教諭など関係教職員が連携・協力しながら、栄養教諭が中心となって組織的に取り組む体制を充実し、学校教育活動全体において、各教科等の指導内容・方法を生かしつつ教

科横断的な指導として食に関する指導を充実するとともに、地場産物の活用の推進や米飯給食の一層の普及・定着など学校給食の充実を図ることが重要である。さらに、食に関する指導の効果を高めるためには、学校内の取組にとどまらず、学校、家庭、地域の連携・協力体制をつくることが求められている。

平成17年6月には、食育を生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付け、国民の食を取り巻く様々な課題等に対して、国が取組を行うに際しての理念、関係者の責務、施策の基本的な方向を明らかにした「食育基本法」が制定されている。同法に基づき、平成18年3月に政府の「食育推進基本計画」が策定され、内閣府をはじめ、文部科学省、厚生労働省、農林水産省等の関係各府省庁が実施する食育に関する施策について連携を図り、政府として一体的に取り組む体制が整えられるとともに、地域や社会を挙げて子どもに対する食育を積極的に推進することが求められている。

(1)「生きた教材」としての学校給食の充実

学校給食は、成長期にある子どもの心身の健全な発達のため、栄養バランスのとれた豊かな食事を提供することにより、健康の増進、体位の向上を図ることはもちろんのこと、食に関する効果的な指導に資するものである。

特に給食の時間では、準備から後片付けを通して、計画的・継続的に指導を行うことにより、子どもに望ましい食習慣や食に関する実践力、豊かな人間関係を構築する力を身に付けさせることが可能であるとともに、地場産物を活用したり、地域の郷土食や行事食を提供することを通じ、地域の文化や伝統に対する理解と関心を深め、食に関する感謝の念をはぐむことができるなど「心の教育」を含め高い教育効果が期待されている。

また、学校における食育を推進する上で、給食の時間のほか、各教科や道徳、特別活動、総合的な学習の時間等における食に関連する学習内容相互の緊密な連携を図り、横断的・総合的な指導を行うとともに、その指導に際し、学校給食を教材として積極的に活用することが求められている。例えば、家庭科、技術・家庭科において栄養バランスを学ぶ場合、当日の学校給食の献立を

教材として学習し、授業後の給食の時間に、実際に見て食べることを通して学習内容の復習や確認を行うことにより理解を深める取組や、理科で栽培した植物や社会科で学習した地場産物など、教科等で使用する教材を食材として意図的に学校給食の献立に活用することで、学習内容をより身近にとらえさせる取組などが考えられる。

このように、学校給食は、子どもの成長発達や活動の源泉となるものであると同時に、極めて有効な教材として多面的な活用を図ることができるものであり、また、子どもが毎日の学校生活の中で特に楽しみとしているものの一つであって、生活の営みの一部であることから、自ずと子どもの興味・関心を引き出し得る特性を有している。このような特性にかんがみ、従前、各学校において、いわゆる「生きた教材」として活用が図られてきたところであるが、今後とも、食育を推進する上で、学校の教育活動全体を通じて、学校給食の有する教育的機能を最大限に発揮させることができるような取組が求められる。

給食の時間における指導は、教育課程上の特別活動として極めて重要な学校教育活動であることから、ゆとりを持って食事や指導ができるよう、地域や学校の実態に応じ、十分な給食の時間の確保に努める必要がある。

また、学習活動の場である教室を食事の場としてもふさわしいものに整える工夫や、食堂やランチルームを有効に活用して異学年や複数学級による会食を実施する取組など、子どもたちが明るく和やかな雰囲気の中で学校給食を楽しみ、豊かな人間関係を醸成することができるような食事環境の整備が求められる。

学校給食の法的根拠である学校給食法は、昭和29年に制定され、当初より学校給食が持つ教育的意義が盛り込まれているが、今日、食育の推進が重視されている中で、食への感謝の念や学校給食を通じた地域文化の理解、郷土への愛着など、学校給食が持つ食育推進上の教育的意義をさらに明確にすることを検討することが求められる。

学校給食法
(この法律の目的)
第1条この法律は、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資し、かつ、国民の食生活の改善に寄与するも

のであることにかんがみ、学校給食の実施に関し必要な事項を定め、もって学校給食の普及充実を図ることを目的とする。

(学校給食の目標)

第2条学校給食については、義務教育諸学校における教育の目的を実現するために、次の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。

一日常生活における食事について、正しい理解と望ましい習慣を養うこと。

二学校生活を豊かにし、明るい社交性を養うこと。

三食生活の合理化、栄養の改善及び健康の増進を図ること。

四食糧の生産、配分及び消費について、正しい理解に導くこと。

また、文部科学省では、学校給食法の趣旨に則り、学校給食を適正に実施するため、学校給食の実施の対象や実施回数、児童生徒1人当たりの平均栄養所要量等について定めた「学校給食実施基準」(昭和29年文部省告示)を告示している。

国の責任として、全国において一定水準以上の学校給食が実施されるよう基準を示すという観点から、「学校給食実施基準」をより明確に法体系に位置付けることを検討することが求められる。

なお、現在、小学校については全国の約99%が完全給食を実施しているが、中学校については実施率が約70%となっている。今後、中学校における学校給食の実施を含め、学校給食の更なる普及・充実を図り、学校給食が持つ食に関する指導の「生きた教材」としての意義を家庭だけでなく、広く国民に発信することが重要である。

(2)学校給食における地場産物の活用や郷土食・行事食の活用

地場産物を学校給食に活用することにより、子どもが、より身近に実感を持って地域の自然や環境、食文化、産業等について理解を深めることができたり、生産者や生産過程等を理解し、食べ物への感謝の気持ちを抱くことなどができるため、その活用が積極的に進められている。

政府の食育推進基本計画において、学校給食にお

ける地場産物の活用を促進するため、当該都道府県産の地場産物を使用する割合を平成22年度までに30%以上とすることを目指すこととしており、文部科学省では、各地域の地場産物の調達・納入方法や、地場産物を活用した食に関する指導の実践を集めた事例集を作成・配布(平成18年2月)し、地場産物の活用を促進している。

食育推進基本計画に記載のとおり、学校給食における地場産物の活用は、子どもが食材を通じて地域の自然や文化、産業等に関する理解を深め、関係者の努力や食への感謝の念をはぐくむとともに、郷土への愛着を深めるという教育的意義を有するものであり、その意義を踏まえ、学校給食を活用して食に関する指導を行う際には、地場産物を積極的に活用し、地域の食文化への理解を図ることに配慮するよう法的に位置付けることを検討することが求められる。

地場産物の種類・量が少ない都府県での活用の促進方策も含め、各地域での地場産物の活用を推進するため、地域の生産者や関係機関と連携し、計画的、安定的に供給できる体制の確立や地場産物を使用した加工食品の開発のための支援を国が行うことが望まれる。

また、伝統的な日本文化である稲作、米食について理解するとともに和食の食べ方を身につけることは、食文化を継承する上で非常に重要であることから、今後とも、米飯給食の普及啓発を図ることが求められる。

さらに、学校給食を通して、伝統的な日本文化である稲作・米食や郷土食、行事食について理解を深めることは、教育的意義を持つものであり、全国各地の郷土料理や伝統料理を取り入れた学校給食の献立を広く周知するための取組が望まれる。

2.食育・学校給食に関する学校内の体制の充実

(1)学校の教育活動全体を通じた取組

学校における食育は、給食の時間を中心に、特別活

動、各教科等の学校教育活動全体において、各教科等の指導内容・方法を生かしつつ、教科横断的な指導として関連付け、体系的に行うことが重要である。

このため、各学校において、食に関する指導の全体計画を作成し、校長のリーダーシップの下に関係教職員が連携・協力しながら、継続的、体系的な食育を行っていくとともに、関係教職員の食育に対する意識の向上を図ることが必要である。

文部科学省では、各学校における食に関する指導内容を充実させるため、教職員用の指導参考資料「食に関する指導の手引」を作成し、各学校の取組を支援している。

その中で、食に関する指導に係る全体計画に掲げることが望まれる内容や全体計画の作成、全体計画を踏まえた指導を進めるに際しての留意点等を示すとともに、学校における食育の推進に中核的な役割を担う栄養教諭の果たす役割を提示している。

今後、学校における食に関する指導の全体計画の策定率を向上させ、継続的、体系的な食に関する指導を充実させるためには、学校給食を「生きた教材」として活用した食に関する指導の全体計画の作成に関し、法制度の整備を検討することが望まれる。

(2) 栄養教諭等

食に関する子どもの健康問題の深刻化に伴い、学校給食の栄養管理や衛生管理などの職務を行う学校栄養職員による担任教諭等の行う教科指導や給食指導への専門的立場からの協力が行われてきた。しかしながら、学校栄養職員が食に関する指導を行うために必要な専門性は制度的に担保されていなかったため、児童生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる職員として、平成16年度に栄養教諭制度が創設された。栄養教諭は、学校における食育の推進の要として重要な役割を担っており、各都道府県において配置が進んでいる。

栄養教諭は、学校給食の管理のほか、

)他の教職員と連携・調整し、食に関する指導の全体計画の策定など学校全体での取組に企画立案段階から中心的に携わるとともに、啓発活動や保護者への助言

等、家庭や地域との連携を図るなど、学校の内外を通じ、食に関する指導のコーディネーターとしての役割を果たすこと

)給食の時間をはじめとする特別活動、関連する各教科などにおいて、学級担任や教科担任と連携しながら、食に関する指導を行うこと

)学級担任、養護教諭、学校医などと連携しつつ、肥満傾向、過度の痩身、偏食傾向の子どもや食物アレルギーを持つ子どもへの個別的な指導を行うこと

など学校における食育推進の中核的な役割を担っている。

栄養教諭の職務は、学校教育法で「児童生徒の栄養の指導及び管理をつかさどる」と定められている。学校における食育の推進において、他の教職員や地域社会と連携しつつ、その要としての役割を果たせるよう、栄養教諭の役割・職務の明確化を図るための法制度の整備を検討するとともに、各種研修会をはじめ様々な機会を通じ、その周知を図る必要がある。

学校における食育を推進する上で、栄養教諭の果たす役割は極めて重要であるが、その配置は義務的なものではなく学校の設置者の判断にゆだねられており、未だ配置がなされていない都道府県が見られる。

----- 栄養教諭の配置状況

平成17年度：34名(4道府県)

平成18年度：359名(26道府県)

平成19年度：986名(45道府県)〔平成19年9月30日現在〕

各都道府県における栄養教諭の配置を促進するためには、国は栄養教諭制度の意義や具体的な成果を積極的に発信し、自治体や国民の栄養教諭制度に対する更なる理解の促進を図ることが求められる。

また、食に関する指導を充実するためには、多くの子どもが栄養教諭による指導を受けられるようにすることが重要であり、栄養教諭の定数改善を図ることが必要である。なお、将来的には、栄養教諭制度創設の趣旨に照らし、免許法認定講習の適切な実施を通じ、希望するすべ

ての学校栄養職員が円滑に栄養教諭免許状を取得し、計画的に栄養教諭に移行することが望まれる

栄養教諭が学校における食育の中核的な役割を担っていくためには、常に食に関する新しい情報を収集し、子どもに適切に指導を行うことができる指導力を身に付けることが重要である。

現在、栄養教諭に対する国レベルでの研修については、全国栄養教諭・学校栄養職員研究大会や各地域で実施する研修等における指導者の養成研修などを実施している。また、各都道府県においては、地方交付税措置により栄養教諭・学校栄養職員新規採用研修や経験者研修等が行われているが、教諭と比較して研修日数が少なく、不十分な状況といえる。このため、国が研修プログラムのモデルを示し、研修内容と研修体制の充実を図る必要がある。また、教育公務員特例法上の初任者研修を栄養教諭も対象とすることについては、学校内において直ちに指導にあたる人材を確保することが困難であるなど課題があるが、外部人材などの活用状況を勘案し、適宜、新たに採用された栄養教諭に対する研修の充実について検討することが求められる。

学校栄養職員については、各学校の求めに応じてティーム・ティーチングや特別非常勤講師制度を活用し、子どもの食に関する指導に取り組んできている。学校栄養職員の職務には栄養教諭のように食に関する指導は位置付けられておらず、学校における食育の推進に果たす役割は異なるが、学校栄養職員は、栄養教諭への移行が想定される職員であり、今後とも食に関する専門性の向上を図り、学校の求めに応じて、食に関する指導に専門性を発揮することが望まれる。

(3)学級担任や教科担任等

食に関する指導が栄養教諭の職務として位置付けられているが、このことは、栄養教諭自身が、食育に関して、その学校における子どもに対する指導のすべてを自ら行うことを想定しているものではなく、校長のリーダーシップの下に、学級担任や教科担任等すべての教職員が連携・協力し、担当する教科等において積極的に食に関する指導を行うなど、学校全体で食育を推進することが

求められている。そのためには、教職員の意識啓発のための校内研修や、食に関する指導の全体計画に係る一連の取組等を行うとともに、学校内の食育を組織的に推進する役割を担う「食育推進委員会」などの校内委員会を組織し、校務分掌に明確に位置付けるなど、校内組織を充実させる必要がある。

その際、栄養教諭は、学校における食育の推進のための中核的な役割を担っていることから、食育責任者として校内委員会の取組を積極的に推進する役割が求められる。

一方、栄養教諭が配置されていない学校や学校給食を実施していない学校においても、校長を中心とした食育に関する取組が行われている学校も見られるが、全体としては、食に関する指導の全体計画を作成し、継続的、体系的な指導を行うことに関し課題があるといえる。

栄養教諭が配置されていない学校や共同調理場の受配校においては、教諭等が食育責任者となり、校内委員会の運営を行う必要があり、このような場合、本務校や共同調理場の栄養教諭や学校栄養職員と連携しつつ、自校の食育の推進に努めることが重要である。

食育の推進は、学校教育活動全体を通じて取り組むべき事項であるとともに、現在の栄養教諭の配置状況にかんがみると、学校における効果的な食育の推進には、栄養教諭以外の教職員の食に関する指導への関心を高め、その指導力を向上させることが大変重要であり、各大学や教育委員会の取組により、教員養成の段階や初任者研修をはじめとする各種現職研修の段階において食育についての知識や指導方法について修得する機会を確保・充実することが望まれる。

学校給食調理員にも学校における食育の取組に協力することが期待されていることから、学校給食調理員の研修においても、調理方法や衛生管理に関する内容に加え、食育の推進に関する内容を充実するとともに、学校における食育の推進には、すべての教職員の理解と連携・協力が必要であることにかんがみ、職種横断的な研修の取組など新たな研修なども有効である。

また、肥満傾向や偏食、食物アレルギー、咀嚼不足

など、食に関する健康課題を有し、個別的な対応や相談指導が必要な子どもに対しては、学級担任等や養護教諭、栄養教諭、関係教職員、学校医、学校歯科医、学校薬剤師等が共通理解に立ち、連携して取り組むことが大切であり、学校内においては関係教職員からなる指導体制を整備することが望まれる。

高等学校においては、生徒が健全な食生活を主体的に実践し得る発達段階にあることを考慮し、学校の教育活動全体を通じて食育に取り組むことによりその充実を図ることが望まれる。その際、家庭科、保健体育科等関係する教科、ホームルーム活動や生徒会活動等の特別活動、総合的な学習の時間を中心とし、地域の有識者等も活用しながら、それぞれの特質に応じた食に関する指導を適切に行うことが重要である。

(4) 校長・教頭等

学校における食育の推進に当たり、校長は、栄養教諭を中心とする食に関する指導の全体計画の作成を指揮し、校内体制を整備して学校教育活動全体で積極的な取組が行われるよう全校的な視点から関係教職員を指導することなどが求められる。

食に関する指導や衛生管理を含む学校給食の管理において、責任者である校長のリーダーシップが学校全体の意識向上と取組の活性化に与える影響が極めて大きいことにかんがみ、校長が適切なリーダーシップを発揮できるようにするため、各都道府県等における管理職研修をはじめ食育や食に関する指導の重要性について周知を図る取組を推進することが必要である。なお、管理職である副校長、教頭についても同様な取組が求められる。

(5) 学校給食における衛生管理の徹底

学校給食において、安全・安心な食事の提供は大前提であり、学校給食調理場の衛生管理責任者である栄養教諭等の指導の下、食品、調理作業、施設設備や調理員の衛生管理の徹底を図り、食中毒等の発生を防止

することが不可欠である。

食中毒を防止し、安全な学校給食を提供するため、文部科学省では「学校給食衛生管理の基準」(平成9年文部省体育局長裁定)を作成し、局長通知により各学校に学校給食の衛生管理の徹底を要請している。

しかしながら、これらの基準を遵守した学校給食を実施することは市町村や各学校の判断にゆだねられており、関係者の食中毒に対する意識や衛生管理が不十分なため、食中毒が発生している事例も見られることから、より安全で安心な学校給食の実施のためには、学校給食における衛生管理を今後さらに強化していくことが必要である。

このため、国の責任として、一定水準以上の衛生管理がすべての学校で行われるよう基準を示すという観点から、「学校給食衛生管理の基準」を法体系に位置付けることを検討することが必要である。

食中毒が発生した場合の迅速な状況確認、対応のための分析や留意事項等の全国への情報提供の体制を構築することが求められる。

3. 学校、家庭、地域社会の連携の推進

学校において食育をより効果的に推進するためには、栄養教諭が中核となり家庭や地域との連携を図りつつ食に関する指導を行うことが重要である。

家庭や地域と連携した取組を進めるためには、食育の目標や具体的な指導内容・方法、学校で指導を行う時期等について、あらかじめ保護者や地域の関係者等に説明し、理解を得ることが有効であり、その意味でも食に関する指導の全体計画の策定は重要である。

(1) 学校と家庭との連携の強化

食に関する問題は、本来、家庭が中心となって担うものである。子どもたちに健全な食生活を実践する力を身に付け、習慣化させるためには、教育活動として様々な

配慮の下に実施されている学校給食を活用した学校における取組のみならず、家庭において、楽しく食卓を囲み、家族のコミュニケーションを大切にしながら、基本的な食事のマナーや望ましい食習慣の確立に向けた適切な取組がなされる必要がある。

しかしながら、社会環境の変化や食生活をめぐる状況の変化により、保護者が子どもの食生活を十分に把握し、管理していくことが困難になってきているため、子どもの望ましい食習慣の形成については、家庭を中心としつつ、学校や地域社会においても積極的に取り組んでいくことが重要である。

このため、給食だよりなどにおいて学校の取組を紹介したり、給食の試食会や親子料理教室などを開催したりして、食育について学校から家庭への啓発が行われているが、食に関する指導の効果を上げるためには、やはり家庭の理解と協力や家庭における子どもへの食に関する指導が不可欠であり、今後とも家庭への情報提供や啓発活動を促進する必要がある。

また、食に関する対応については、家庭からの情報収集を積極的に行ったり、食の大部分を担う家庭に対し、栄養や食事に関する助言を行ったりするなど密接に連携を図るとともに、医学的な対応を要する場合には、主治医や専門医との連携を図りつつ対応することが必要である。

さらに、現在、「早寝早起き朝ごはん」国民運動など子どもの基本的な生活習慣を育成し、生活リズムを向上させるための取組が実施されているが、学校・家庭・地域社会が連携した子どもに対する食育を推進するためには、このような活動と連携することも効果的である。

(2) 学校と地域社会との連携の強化

学校における食育を推進するためには、食に関する

指導の全体計画に基づき、地域の生産者や食に関する知識・経験を有する地域の人材を積極的に活用したり、食生活の改善のために活動しているNPO等の協力を得るなど、地域社会との連携・協力を進めていくことが効果的である。

その際、学校に設置されている「食育推進委員会」や、共同調理場に設置されている運営委員会等、既存の組織を活用することも考えられる。

総合的な学習の時間などにおいて、農作業等の体験活動を実施するに当たり、地域の生産者や生産者団体の担当者に指導を受けながら栽培し、収穫した農作物などを学校給食に活用したり、地域の方を交流給食会等に招待したりするなど地域と連携した取組が行われている。今後とも、地域社会と連携しつつ、子どもたちが食料の生産から消費等に至るまでの食に関する体験活動に参加し、自然の恩恵の上に貴重な食料生産が成り立っていること、食という行為は動植物の命を受け継ぐことであること、食生活は生産者をはじめ多くの人々の苦労や努力に支えられていることを実感する機会が確保されることが望まれる。

また、地域の有識者等を特別非常勤講師やゲストティーチャーとして活用し、食に関する指導への協力を得ることも有効である。

学校における食育を推進するため、市町村教育委員会等が中心となり、保育所、幼稚園、小中学校、栄養教諭(学校栄養職員)、地域の関係機関、農林漁業者、保護者等をメンバーとする「地域食育推進委員会(仮称)」などを設置し、一貫した指導に取り組むことが望まれる。

なお、各地域において、子どもに対する食育を推進するためには、市町村教育委員会のみならず、保健部局や農政部局等の関係行政部局が緊密な連携を図り取組を推進する必要がある。

今月のピックアップ

文部科学省交渉 全国集会実行委員会

2008年1月21日、文部科学省交渉を学校給食全国集会実行委員会構成四団体が行ってきました。四団体の代表がスポーツ青少年局の学校健康教育課学校給食係長、学校健康教育課調査係長と面談し、要望書について回答と意見交換を行いました。(まとめ、文責:学校給食ニュース 牧下圭貴)

要望1. 合理化問題

1985年の文部省通知「学校給食業務の運営の合理化について」を撤回し、学校給食調理業務の民間委託化・学校給食調理員のパート化をやめて、教育や地産地消を通じた地域教育を効果的に行うための直営単独校調理場方式の推進に向けた施策を行うこと。

回答

合理化問題について、単独調理場の場合は児童生徒と給食関係者との交流が図りやすいなど、学校における食育の推進に利点があると承知しています。平成18年3月に政府の食育推進会議において策定された食育推進基本計画においても、単独調理場方式の教育上の効果等について周知徹底をはかるとしてはいますが、一方、共同調理場においても地場産物の活用など食育の推進がまったくできないわけではなく、共同調理場もある程度大きな役割を担うことになると考えています。

学校給食の実施方式については、各学校や地域の実情などに応じて、各学校設置者が適切に判断する事柄と認識しています。当然、安易な合理化は避けなければいけません。学校給食の質の低下を招かないという条件のもと共同調理場方式、民間委託などについての指針を通知において規定しています。そのため現在、この通知の撤回は考えておりません。

また、単独調理場だからといって合理化が免れるものではなく、給食の質の低下を招かないという条件の下で、

合理化の観点から理解をいただきたい。

直営の単独調理場方式の推進については、調査研究ということで、本年度については地域に根ざした学校給食推進事業を行っています。単独調理場についてどのような利点があるか調査研究を行っているところです。来年度については、検討中ですが単独調理場方式についての利点、共同調理場方式の利点など、調理方式による利点などについて調査研究をしたいと思います。

要望4. 栄養教諭・学校栄養職員について

食教育充実のため、栄養教諭を学校教育法第28条に必置教諭として位置づけること。当面、学校栄養職員をすべての学校に正規職員として配置すること。

回答

栄養教諭につきましては、食に関する指導と学校給食の管理を一体のものとして担うことを職務としています。そのため、基本的には学校給食を実施している義務教育諸学校に配置されることになっております。学校教育法第二十八条の必置教諭とすることは難しいと思います。学校栄養職員についても同様で、学校栄養職員は学校給食の管理を担うとしておりますので、すべての学校に配置することは難しいと考えております。

要望5. 学校給食調理員について

学校給食調理員の職務内容を明確にし、正規職員として配置すること。

回答

学校給食調理員の配置については、1960年(昭和35年)の学校給食に従事する職員の定数確保および身分安定についての通知において最低限必要な人員を示しております。文部科学省としては従来より各設置者に対して地域の実情に応じて学校給食の運営に支障を来さ

ないように弾力的運用して欲しいと指導しております。

なお、毎年、地方交付税の措置要望を総務省に対して衛生管理対策の多様化など実態に合うよう学校給食調理員の増員を要望しているところですが、増やしていただけない実態があります。今後とも調理員の増員については努力します。

意見交換

全国学校給食を考える会・五十嵐代表

私は東京都文京区中学校の現役の栄養士です。先ほど、学校給食の質を落とさないという話がありました。文京区でも質を落とさず、より安い経費で学校給食がつかれるとして民間委託が進められています。先ほど、単独校と共同調理場についての調査をされるとのことですが、ぜひ、単独校であっても民間委託校の現状を調査していただきたい。調理が民間委託されて、給食の献立がどのように変わったのか。衛生管理の実態、人材の安定性など、現状などの調査、実態把握をしていただきたい。

東京都ではかなり民間委託が進められており、委託費が抑えられた結果、学校給食の経験に乏しい調理者が、安い賃金で、他の給食現場に比べて重労働な学校給食現場に来ており、その結果、人材が安定せず、調理業務を安心してお任せできないという状況が、一部に見られます。

文部科学省は、各自治体の問題だと言われますが、文部科学省が合理化通知を出して、給食の質の低下を起ささないようにというのであれば、実態を把握し、民間委託によって給食の質を落とさないためには、どのような委託料の計算が必要なのかを文部科学省としても考えて欲しい。そのためにも、調理の民間委託の実態を調査していただきたい。かなり、現場は厳しいということを知って欲しい。

日本消費者連盟・水原

消費者団体として、食の問題に取り組んでいます。学校給食では、以前から、アメリカの牛肉輸入解禁の時でも、まさきに学校給食へ導入するよといった動きがあります。学校給食は、食材をまとめて受け入れる場として使われてきたことがあります。子ども達の将来の健康を考えたときに、子ども達には安全で安心できるものを学校給食で与えたいと思います。遺伝子組み換え食品、輸入

牛肉など要望はたくさんありますが、学校給食では使わないという姿勢を文部科学省として出して欲しいと思います。逆に、有機農業の推進に関する有機農業推進法が成立していますので、それを活用して、地場の農産物を学校給食に導入することへの推進をぜひお願いします。

自治労・南部

自治労では、学校給食を作る調理員の部会があります。質の低下を招かないような民間委託をおこなうといわれていますが、実態はそうっていないのではないかと考えています。そのなかで出てきているのが偽装請負の問題です。そういう実態をしっかりと知っていただきたいといます。

また、年末に考えを示された教員定員増についてですが、それ自体はともよいことだと思いますが、その反面、その他職員で調整するという話も出ているようです。具体的にはどういったお考えか聞かせていただきたい。

先ほどの回答では、調理員の配置について努力するとの回答ですが、その他職員との調整とは矛盾があるのではと感じています。

文科省

その他職員について、くわしいことは決まっています。教員増のかわりにその他職員で調整すべきなのはと財務省、総務省の方で調整をかけていることはありますが、くわしいことは決まっています。

考える会・五十嵐

一昨年の文部科学省との交渉の際、足立区が民間委託費を7%削減することについて、学校給食のおかずの品数や、行事食等の給食の実施について制限など、給食内容や実施形態に立ち入ったマニュアルを作成しました。この件について、当時の文部科学省担当の方に聞いたところ、ご存じないとのことでした。その際に、問い合わせ、実態を把握して欲しい、その上で合理化通知における「給食の質を落とさない」ということについて、文部科学省として考えて欲しいと要望しておきました。今回もお願いしておきます。

衛生管理基準との関係もありますが、民間委託など合理化によって手作りしてきた給食の質が崩れてきています。一方で、地産地消、地場産や生産者が見えるような

学校給食を推進するといいいながら、民間委託などの合理化によって、これらの前提となる手作りがしにくくなってきています。栄養価や食品構成だけでなく、食材や調理など給食内容についての調査をしてください。

栄養教諭の役割についても、食育の推進のために配置が進められていると思いますが、食育の基本は日々の給食です。子ども達へのメッセージを込めた学校給食をどこまでつくれるかが食育の基本になりますので、そのための条件整備に何が必要か把握しなければ、「質を落とさない」「食育の効果を上げる」ことには結びつかないと思います。

学校給食ニュース・牧下

単独調理場、共同調理場に関わらず、民間委託など合理化によって起こっている学校給食の運営事業内容についての調査を行って欲しいということです。足立区の例が、その事例として足立区によって指針が文書化されているためご紹介しているのです。一見すると、栄養などは満たされていますが、栄養士がこれまで行ってきた工夫などをコスト削減のために制限しているということです。

日教組・中野

コストが優先されると望ましい施策にむかっていけないというジレンマが、各自自治体にあると思います。文部科学省として、食育の中での学校給食の位置づけとして栄養教諭だけでなく、学校調理員への研修などを含めて、職を超えた横断的な研修が必要と言われていますが、その際に、調理員が民間委託化され、そういう取り組みができていいのか、できるのか、そういう観点でも調査をして欲しいということであり、委託化率などだけでなく、求める学校給食、食育との兼ね合いで、民間委託されたところの質の実態を調査して欲しいと思います。

学校給食ニュース・牧下

学校給食法の改正についての報道が行われていますが、その状況と、もし法改正が行われるのであれば、国会に上げるまでの手順を教えてください。

栄養教諭が学校ではなく、教育委員会に配置されている状況があることについてどうお考えですか？ また、職務内容について道府県がそれぞれ出していますが、文部科学省が出している職務内容と合っているでしょうか。栄養教諭と学校栄養職員とほとんど同じ職務内容を上げているところもあるようです。

文科省

学校給食法の改正については、中教審の審議をふまえた上で、国会に学校給食法の案を出すということまでは決まっています。学校給食法は半世紀を経て、文章も古いことから、明確化することや、食育のことをふまえて検討することになっています。

文科省

栄養教諭は給食の管理と食に関する指導を職務としておりますので、学校に配置されることが望ましいと指導はしておりますが、教育委員会に配置されるなどの実態については指導していききたいと思います。栄養教諭の職務についても制度がつけられたときに通知等で案内はしておりますが、学校給食法の改正においてより明確にするという方針も出ておりますので、この改正において明確にされるのではないかと考えております。

日教組・中野

栄養職員をされていた方が栄養教諭になって栄養教諭の職務になっています。ひとりの人間が1.5倍、2倍の職務をやっているということです。教諭としての仕事が増えた分、衛生管理の問題など調理員に責任がかかっています。0-157以降、衛生管理が厳しくなってきた中で、今のような状況でいいのか、日々不安な気持ちで、調理員も栄養職員も栄養教諭など現場も感じ、保護者も感じ始めている状況だと思います。

現在の学校給食現場の実態の詳細をぜひ調べていただき、改善にむかっていただきたいと思います。我々は現場の実態をよくわかっておりますので、我々も活用していただきたいと思います。

学校給食の改善に関する要望書(全文)

2008年12月13日

文部科学大臣 渡海紀三朗様

全国学校給食を考える会代表 五十嵐興子
日本消費者連盟代表運営委員 富山洋子
全日本自治団体労働組合中央執行委員長 岡部謙治
日本教職員組合中央執行委員長 森越康雄

平素は、学校給食の充実のためにご尽力をいただき、ありがとうございます。

私たち4団体は、それぞれ保護者・消費者、学校給食調理員、学校教職員等の立場から、児童・生徒の健やかな成長を願い、「安全で、おいしく、栄養豊かな、楽しい学校給食」のあり方を求める取り組みをすすめてまいりました。また、1985年からは、立場を越え「学校給食の合理化」が子どもたちの生きる力を育む豊かな学校給食の実現を阻害しないよう、連携協力して諸活動をすすめております。

学校給食は教育の一環として各地方公共団体ごとに地域の実情に応じて創意工夫しながら実施されており、近年は「食育」への関心の高まりに応じ学校給食への関心も高まっております。栄養教諭制度の発足、「食育推進基本計画」の実施、さらには「有機農業推進法」の施行など、学校給食をめぐる情勢も大きな変化し、ますます「学校給食のあり方」をめぐる議論は大切になってきました。

しかし一方で、多くの改善点を抱えつつ今日に至っていることも事実です。食事時間の短さ、食材の購入方法、食器問題、洗浄、残菜処理、さらには大規模共同調理場(給食センター)の弊害、衛生管理の諸問題、アレルギー児童への対処など、改善点は多様で枚挙にいとまがない状況です。とりわけ、BSEの不安のあるアメリカ産輸入牛肉、輸入農産物の農薬汚染、安全性の確認が十分とは思われない遺伝子組み換え食品や放射線照射食品など、食の安全に関わる諸問題は、直接子どもたちの健康を脅かす問題として保護者の関心も高く、学校給食現場では、より厳しい対応が求められています。

また、市町村合併や少子化による学校統合などによるセンター化促進、経済効率のみが強調される調理の民間委託化のさらなる促進、「食育推進」の担い手として登場してきた栄養教諭の位置づけが必ずしも明確でないなど、学校給食行政のありかた、また、すすむべき食育の具体的な展開ビジョンが見えづらい、などの問題も指摘されています。

私たちは、教育として学校給食が果たすべき重要な役割や位置づけに鑑み、上記の認識にたち、下記の諸点の改善を求めます。ご回答くださるようよろしくお願い申し上げます。

す。

記

1. 合理化問題

1985年の文部省通知「学校給食業務の運営の合理化について」を撤回し、学校給食調理業務の民間委託化・学校給食調理員のパート化をやめて、教育や地産地消を通じた地域教育を効果的に行うための直営単独校調理場方式の推進に向けた施策を行うこと。

2. 教育としての環境整備

学校給食を教育として明確に位置づけ、単独校調理場、ランチルーム、調理室見学設備など教育にふさわしい環境を整備すること。

3. 食材・食器について

1) 学校給食における食材の検査体制や品質表示政策を充実し、安全性を確立すること。

2) 各地方公共団体において安全を確認できる地場産食材の積極的導入とその教材化を促進すること。

3) 有機農業の推進に関する法律(有機農業推進法)と「有機農業の推進に関する基本的な方針」に則り、有機農産物の積極的導入策を図ること。

4) 安全性に対するリスクの高い食材の共同購入方式を認めず、単独校調理場方式のもとで、個別の学校単位で食材を調達する方式を推進すること。

5) 学校給食において遺伝子組み換え作物・食品、放射線照射食品を一切使わないよう通達を出すこと。

6) 学校給食においてアメリカ産牛肉をはじめとする安全性に不安のある輸入農畜産物を一切使わないよう通達を出すこと。

7) 国内に流通するすべての食材の原産地表示の拡大、遺伝子組み換え食品の表示の徹底を図るよう関係省庁に働きかけること。

8) プラスチック食器は、その原材料が明確でないため安全性に不安があり、学校給食食器の選定からはずすよう指導すること。

4. 栄養教諭・学校栄養職員について

食教育充実のため、栄養教諭を学校教育法第28条に必置教諭として位置づけること。当面、学校栄養職員をすべての学校に正規職員として配置すること。

5. 学校給食調理員について

学校給食調理員の職務内容を明確にし、正規職員として配置すること。

以上

時事情報

ホームページ等からの情報（短針のみ）

教育再生会議報告書で学校給食法に触れる

2007年12月25日、教育再生会議（内閣設置）の第三次報告書が発表された。このなかで、学校給食に関し、「運動・食育・生活習慣が一体となった体力向上とスポーツの振興を図る 体育専科教員や学校給食を通じた食育により体力向上を図り、スポーツ庁などによりスポーツを振興する」として、食育や学校給食を「体力向上」に位置づけている。

また、「提言事項のうち制度改革がかかわるもの」として、「学校給食法」における「学校給食を通じた食育の充実」を上げている。各論では、スポーツ振興の中に、国、教育委員会は、小学校の体育専科教員の増員を図り、毎年小・中学生の体力調査を実施し、結果に応じた「体力向上プラン」を学校が策定するなど、体力向上に組織的、継続的に取り組む。その際、運動、食育、生活習慣が一体となった取組を行う。特に、食への感謝の念や学校給食を通じた地域文化の理解、郷土への愛着、日本の食文化の継承などを含め、食育を充実する。として、学校給食法の制度改正を示している。

教育再生会議 <http://www.kyouiku-saisei.go.jp/>

PFI導入拡大をめざす業界

山口県周南市、センター計画を変更、食育重視へ

13000食という大規模学校給食センターの整備計画を予定していた山口県周南市では、2007年7月に、周南再生戦略会議に対して学校給食センター建設計画についての諮問があり、12月25日に答申が出された。

答申最終の第11回再生戦略会議要旨では、この答申について、「テーマは食育の推進」「食育基本法、学校給食法の改正を受けた食育の体制が必要」「食育推進センターでの総合的な取り組み」「食育の中心コンセプトは地域との連携と地産地消の推進」「学校給食は完全米飯へ」

「理想は自校式、現実として親子、小規模センターを答申」となっている。

答申では、この議論において、「まずは給食センターありき」「まずは合併特例債ありき」をやめ、学校給食のあるべき姿を、「地域の食育推進」として検討したとしており、「学校給食は、食育推進の全体像において「学校給食の充実」として一部分を構成するものであり、調理場や給食センターは、学校給食が求められる役割を果たすための一施設として位置づけられる、との共通認識」を示した。

学校給食については、地域との結びつき、リスク回避・分散において自校式がもっとも望ましいとしながらも、「各校の立地や施設の構造上の制約、都市化による周辺地域の変化、あるいは過疎化の進展による学校再配置の問題等」により、自校方式の完全実施は難しいため、「運営やその他の面で工夫することを担保」として、「親子式もしくは小規模センター式」を答申するとしている。具体的には、12区分し、2校～最大9校、28食～2700食までの体制で整備する。整備期間は順次10年を答申した。さらに、答申では、食育に関して、「周南市食育推進条例」の制定、行政内の食育組織としての「食育推進本部・食育推進機構」、現場での業務推進のための「周南市食育推進センターを市長部局内に設置することを提案。

「食育推進センターは、固定資産税の一部減免等により農地（農地、遊休地、耕作放棄地）の定期借り上げを行い、学校給食の主要食材を契約栽培します。

耕作は民間委託とし、異業種からの参入を積極的に推奨し、余剰生産物については、販路として道の駅等を利用して耕作者の収益を確保します。

また別途に、農業法人、個別農家との契約栽培も積極的にすすめ、地元産品の供給を安定的に確保し、農家の所得の向上にも寄与します」としている。

答申『学校給食センター建設計画』<http://www.city.shunan.lg.jp/mpsdata/web/3107/gakkoukyuushokutoushin.pdf>

広島県安芸高田市、偽装請負で派遣社員化

1センター統合も方針決定

広島県安芸高田市は、05年4月から大新東ヒューマンサービス(株)に臨時職員を転籍させ、学校給食調理員などの一部業務委託を行ってきた。07年3月、広島労働局は「偽装請負」として、安芸高田市に是正指導書を出した。そこで、安芸高田市は、これら社員を派遣労働者として受け入れることとした。6月、保育士や給食調理員45人が、「自治労公共民間ユニオン安芸高田市保育所分会」を結成した。

学校給食に関して、安芸高田市では、平成18年より安芸高田市学校給食検討会議を設置し、合併後の学校給食運営体制について検討、平成19年3月に「安芸高田市における学校給食の基本的考え方について(安芸高田市学校給食検討会の報告)」を答申した。これによると、2010年度運営開始で、3000食の新学校給食センターを整備

し、これに全給食施設を統一する方針をしめした。また、運用についても民間委託を想定しているようである。

中国新聞07年12月13日付によると、安芸高田市は、偽装請負問題で対象となっている19職種の新雇用形態について、非常勤、人材派遣、業務委託の3種別で整理しており、学校給食調理に関しては、人材派遣を選択している。人材派遣の場合、3年を超える継続雇用はできないが、学校給食センターの統一を行うため問題ないと判断であろう。安芸高田市では、さらに、給食調理員の臨時職員を募集するなどの対応を行っている。

安芸高田市学校給食検討会議 <http://www.akitakata.jp/site/page/kyouiku/kyouikusoumu/kyusyoku/>
偽装請負で是正指導 安定した雇用にむけて組合結成で
第一歩(自治労公共民間ユニオン安芸高田市保育所分会)
http://www.jichiro.gr.jp/local/32hiroshima/1906_hiroshima.html

学校給食ニュース 100号

発行:学校給食全国集会実行委員会
編集:学校給食ニュース編集事務局
会費:年額3,500円(4月から3月、送料込み)
〒106-0032 東京都港区六本木6-8-15
第2五月ビル2階 大地を守る会気付
全国学校給食を考える会
お問い合わせは...全国学校給食を考える会
電話:03-3402-8902 FAX:03-3402-5590
ホームページ <http://gakkyu-news.net/jp/>
E-mail desk@gakkyu-news.net

学校給食全国集会実行委員会構成団体

全日本自治団体労働組合・現業局
東京都千代田区六番町1(電話03-3263-0276)
日本教職員組合・生活局
東京都千代田区一ツ橋2-6-2(電話03-3265-2175)
日本消費者連盟
東京都目黒区早稲田町75-2F(電話03-5155-4765)
全国学校給食を考える会 左記住所、電話番号

学校給食ニュース情報シート

地域で取り組まれている課題や実践例をぜひ発信してください。学校給食ニュースへの感想やご意見もお願いします。
ここに記入していただくか、文書・写真などは実物を送ってください。

送り先 〒106-0032 東京都港区六本木6-8-15 第2五月ビル2階 全国学校給食を考える会
TEL03-3402-8902 FAX03-3402-5590 E-mail desk@gakkyu-news.net

記入者名 _____ 団体名 _____

ご連絡先(電話・FAX・e-mail) _____

ご住所(または、都道府県・市町村名) _____

私は、 栄養士 調理員 保護者 その他(_____)です。

ニュースに掲載する場合、名前は 掲載可 掲載不可(匿名) です。